

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

## IFRS 第9号に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、国際会計基準審議会 (IASB) が公表している国際財務報告基準 (IFRS) 第9号に対する「日本国債の15年変動利付国債の会計処理」について、以下の要望事項があるので、ご検討をいただきたい。

### 1. IFRS 第9号：わが国における15年変動利付国債の「償却原価」への区分の適用要望

#### 【論点】

- ・IFRS 第9号における「金利」の形式要件に合致しない金利決定方法を採用しているとみなされる可能性がある日本国債

IFRS 第9号：Appendix B Instrument B (P24、25) において、CMS スワップ付債券の例示に類似した商品。

- ・わが国の金融機関においては、金利固定化に伴うリスク軽減を目的とする投資商品が当該国債であり、ビジネスモデルに関しても償却原価で処理されるべきと判断する。

#### (1) 日本が発行している15年変動利付国債の概要

##### ◇ 発行の背景

- 金利上昇が見込まれた2000年に、円滑な国債消化と利払負担の安定化を図る国債管理政策上の観点から、当時機関投資家の中で要望が高かった変動金利型商品として発行されたもの。
  - ✓ フランスにおいて取り扱われていた TEC 10 OAT と呼ばれる変動利付債に類似した商品設計。

##### ◇ 適用利率：「基準金利－ $\alpha$ 」

- 「基準金利」は 10年固定利付国債の直前の入札における落札平均利回り。6ヵ月後毎に都度市場利回りで更改される。
- 「 $\alpha$ 」は国債発行時に一度決定し、その値は満期まで変更しない（発行以降、「 $\alpha$ 」は固定化）。
- 適用利率（「基準金利－ $\alpha$ 」）は、本債券の発行要項（条件）によりマイナス金利には

ならない。

- 発行当初の「 $\alpha$ 」は、基本的には、6ヶ月変動金利利息の15年累計の期待値と当該国債から得られる15年分の利息累計の期待値が一致するように決定される。実際の $\alpha$ は、入札時に市場実勢に合わせて決定され、需給要因も勘案される。

#### ◇ 利払い

- 年2回とし、適用利率は利払いの都度（6ヶ月毎）、変動（改定）する。

(ご参考) 変動利付国債の発行市場規模

- 2009年12月末の発行残高：約40兆円  
(日本国債残高合計(固定利付+変動利付)：約600兆円)
- 年間時価変動率：2.87% (2002年から2009年の12月末の時価より算定)
- 主な投資者：預金取扱金融機関（商業銀行、系統金融機関等）

## (2) 要望事項

- ◇ IFRS第9号において、15年変動利付国債の会計処理は「公正価値にてP/L計上」となる可能性があるが、以下の理由により、償却原価での会計処理が妥当と考えている。
- ◇ IASBにおかれては、IFRS第9号の次回改定において「金利」に関する追加ガイダンスの表明、もしくは個別の解釈指針の提供を要望する。

#### ➤ 15年変動利付国債の商品性

- ✓ 15年変動利付国債の発行時における金利は、「基準金利」の参照期間を10年としているが、「 $-\alpha$ 」によって短期金利と等価になるよう調整を行っているため、発行時における当該金利は「貨幣の時間的価値」を満たしている。
- ✓ この点、発行時において「貨幣の時間的価値」を満たした基準値が金利改定時においても変更されない場合には、金利改定後の金利も「貨幣の時間的価値」の性質を失わないと解釈することができると思われる。  
つまり、固定利付債の金利は、発行後に市場金利が変動したとしても「貨幣の時間的価値」の性質を失わないため、この解釈と本国債の金利を同様に解するのが妥当である。
- ✓ また、当該国債は単一の10年固定利付債という市場金利を参照し、かつ、 $-\alpha$ という調整のみを行うというシンプルな金融商品であり、金利に特殊なレバレッジを期待するデリバティブを組み込んだ金融商品とは大きく性質が異なっている。
- ✓ さらに、利息がマイナスになることはなく、市場金利の変動に伴い元本が毀損することはない。また、一部において発行されている債券で適用利率が「10年金利-2年金利」というように発行した時から「貨幣の時間的価値」を満たしていない債券ではなく、また逆変動金利を用いた商品でもない。
- ✓ 加えて、当該国債は金融機関がストラクチャーをしているわけではなく、国債の発行者である財務省が発行時の市場金利実勢を反映してストラクチャーをしているも

のであり、発行者側において発行当初に決定した金利を支払うものである。

- ✓ 以上の観点から、形式的な「金利」の要件を常に継続的に充足しない場合であっても、当初の商品設計上は「金利」の要件を充足する場合で、かつ、投機性がない金融商品について、償却原価の適用が認められるべきである。

#### ➤ ビジネスモデル内の会計処理のミスマッチ

- ✓ 預超構造の邦銀は、金利収入目的のために日本国債の投資が必要である。
- ✓ その中で償還期限が他の国債と違い、かつ、唯一の変動利率の商品である 15 年変動利付国債は ALM の観点および金利収入の多様化を図るために、その保有が必要となる金融商品である。
- ✓ つまり、邦銀は金利収入目的で国債をポートフォリオで運用するビジネスモデルを有しており、固定利付国債と変動利付国債をアセットミックスで投資している。仮に 15 年変動利付国債のみ公正価値にて P/L 計上と判断されれば、ビジネスモデル内の会計処理にミスマッチが生じ、当該会計基準が金融機関における投資判断に大きな影響を及ぼす。
- ✓ 元本が額面で償還される見込みが極めて高い日本国債について、金利の商品性によっては、每期、評価損益の変動を P/L に計上する結果となり、かえって投資家の判断を誤らせる財務情報を提供してしまうことも懸念される。

以 上

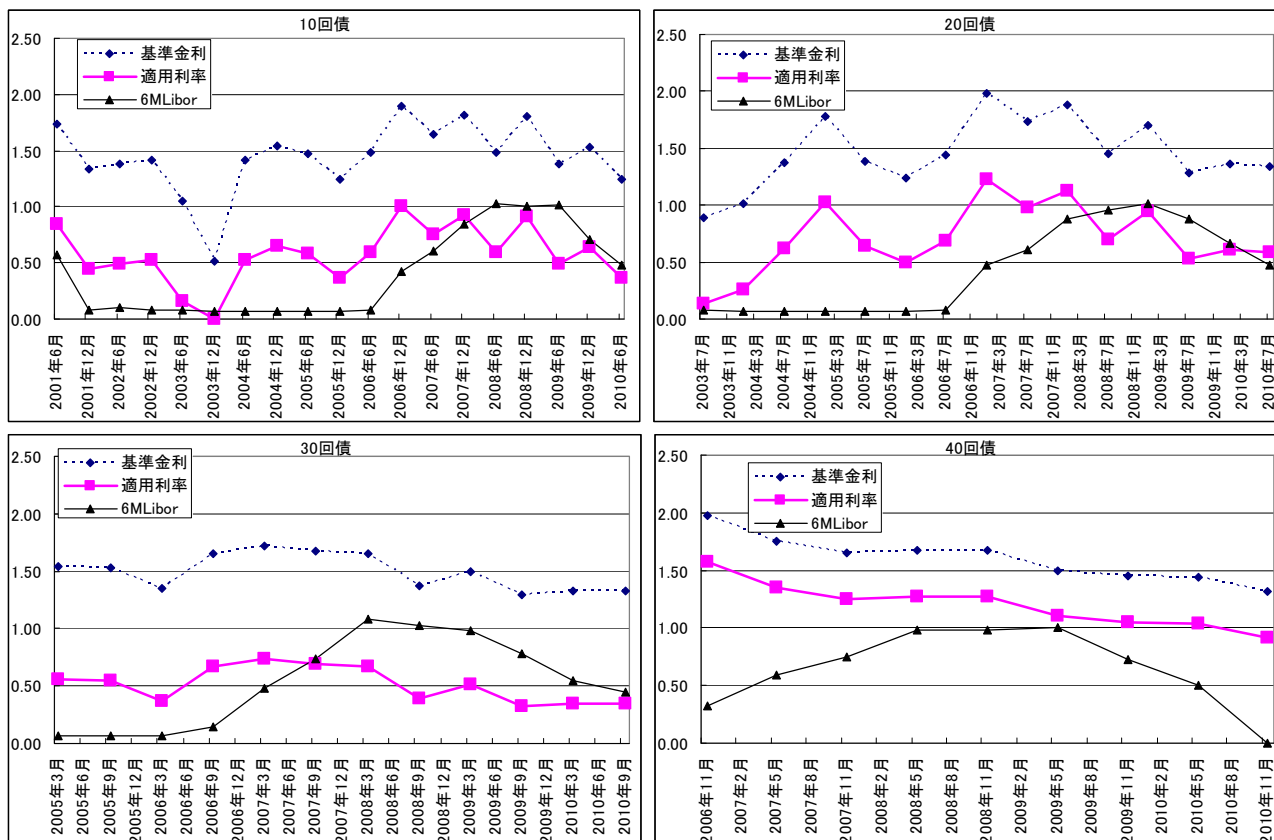
(参考1：適用利率の実績)

現在の適用利率になったのは、2000年6月に発行された第8回債からであり、以下に示すのは、10回毎の適用利率の実績（2008年6月以降は発行されていない）。

第10回債(2000/12月発行) $\alpha = 0.89$			第20回債(2003/1月発行) $\alpha = 0.75$			第30回債(2004/9月発行) $\alpha = 0.98$			第40回債(2006/5月発行) $\alpha = 0.40$		
利子支払期	基準金利	適用利率	利子支払期	基準金利	適用利率	利子支払期	基準金利	適用利率	利子支払期	基準金利	適用利率
2001/6/20	1.74	0.85									
2001/12/20	1.34	0.45									
2002/6/20	1.38	0.49									
2002/12/20	1.41	0.52									
2003/6/20	1.05	0.16									
2003/12/20	0.51	0.00	2003/7/20	0.89	0.14						
2004/6/20	1.42	0.53	2004/1/20	1.01	0.26						
2004/12/20	1.54	0.65	2004/7/20	1.37	0.62						
2005/6/20	1.47	0.58	2005/1/20	1.78	1.03	2005/3/20	1.54	0.56			
2005/12/20	1.25	0.36	2005/7/20	1.39	0.64	2005/9/20	1.53	0.55			
2006/6/20	1.48	0.59	2006/1/20	1.24	0.49	2006/3/20	1.35	0.37			
2006/12/20	1.90	1.01	2006/7/20	1.44	0.69	2006/9/20	1.65	0.67	2006/11/20	1.97	1.57
2007/6/20	1.64	0.75	2007/1/20	1.98	1.23	2007/3/20	1.72	0.74	2007/5/20	1.75	1.35
2007/12/20	1.81	0.92	2007/7/20	1.73	0.98	2007/9/20	1.67	0.69	2007/11/20	1.65	1.25
2008/6/20	1.48	0.59	2008/1/20	1.88	1.13	2008/3/20	1.65	0.67	2008/5/20	1.67	1.27
2008/12/20	1.80	0.91	2008/7/20	1.45	0.70	2008/9/20	1.37	0.39	2008/11/20	1.67	1.27
2009/6/20	1.38	0.49	2009/1/20	1.70	0.95	2009/3/20	1.49	0.51	2009/5/20	1.50	1.10
2009/12/20	1.53	0.64	2009/7/20	1.28	0.53	2009/9/20	1.30	0.32	2009/11/20	1.45	1.05
2010/6/20	1.25	0.36	2010/1/20	1.36	0.61	2010/3/20	1.33	0.35	2010/5/20	1.44	1.04
			2010/7/20	1.34	0.59	2010/9/20	1.33	0.35	2010/11/20	1.32	0.92

(財務省Webページより抜粋)

(参考2：適用利率と短期金利（6ヶ月 Libor）との比較)



上グラフの通り、15年変動利付国債の適用利率と短期金利（6M Libor）とは概ね同じ水準。同国債の適用利率の推移は、その決定方法の特徴から10年固定利付国債の推移と原則同じになるが、国債発行時に決定される「 $\alpha$ 」により、15年変動利付国債の適用利率と短期金利（6M Libor）とは概ね同じ水準となるもの。